（事務所）

第九十三条　総合事務局の事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域	所掌事務
［略］	［略］	［略］	［略］
土地改良総合事務所	豊見城市	沖縄県の全区域	国営の土地改良事業の実施に関する調査及び国営の土地改良事業によって造成された施設の管理、土地改良事業の実施に関する技術基準の作成及び当該基準に関する指導並びに国営施設応急対策事業に関する事務を行うこと。
［略］	［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

○内閣府令第十二号

宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）及び宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）を実施するため、宮内庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

宮内庁組織規則の一部を改正する内閣府令

宮内庁組織規則（昭和五十五年総理府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（事務所）

第九十三条　総合事務局の事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域	所掌事務
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
土地改良総合事務所	豊見城市	沖縄県の全区域	国営の土地改良事業の実施に関する調査及び国営の土地改良事業によって造成された施設の管理並びに土地改良事業の実施に関する技術基準の作成及び当該基準に関する指導並びに国営の伊江農業水利事業及び国営施設応急対策事業に関する事務を行うこと。
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

改正後	改正前
目次	目次
第一章　内部部局（第一条―第三条）	第一章　内部部局（第一条・第二条）
第二章　施設等機関	第二章　施設等機関
第一節　正倉院事務所（第四条―第八条）	第一節　正倉院事務所（第三条―第七条）
第二節　御料牧場（第九条―第十四条）	第二節　御料牧場（第八条―第十三条）
第三章　京都事務所（第十五条―第二十一条）	第三章　京都事務所（第十四条―第二十条）
附則	附則
第一章　内部部局	**第一章**　内部部局
（調査企画室）	（調査企画室）
第一条　長官官房秘書課に、調査企画室を置く。	**第一条**　長官官房秘書課は、調査企画室を置く。
［2～4　略］	［2～4　同上］
（企画官）	［条を加える。］
第三条　長官官房宮務課に、企画官二人を置く。	
2　企画官は、命を受けて、宮務課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。	
第二章　施設等機関	**第二章**　施設等機関
第一節　正倉院事務所	**第一節**　正倉院事務所
（位置）	（位置）
第四条　［略］	**第三条**　［同上］
（所長）	（所長）
第五条　［略］	**第四条**　［同上］
（分課）	（分課）
第六条　［略］	**第五条**　［同上］
（庶務課）	（庶務課）
第七条　［略］	**第六条**　［同上］
（保存課）	（保存課）
第八条　［略］	**第七条**　［同上］
第二節　御料牧場	**第二節**　御料牧場
（位置）	（位置）
第九条　［略］	**第八条**　［同上］
（場長及び次長）	（場長及び次長）
第十条　［略］	**第九条**　［同上］
（分課）	（分課）
第十一条　［略］	**第十条**　［同上］